

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

大和市教育委員会規則第4号

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

文化スポーツ部長及び図書館の職員	を	文化スポーツ部長及び図書館の職員 書・学び交流課の職員	に改める。
文化スポーツ部長及び図書館の職員			
文化スポーツ部長及び生涯学習センターの職員			

別表第2(1) 文書関係の表中

異議申立				① 異議申立書の受理 ② 補正及び釈明の命令	決定書の決定	を
審査請求				補正の命令	① 審査請求書受付の報告 ② 裁決	

別表第2(3)その他の表中

施設等を損傷し、又は滅失させた者に対する原状回復又は損害賠償の指示	① 協定書の締結 ② 事業報告書の受理 ③ 利用料金及び協定書に定める教育委員会の承認	を
① 施設等を損傷し、又は滅失させた者に対する原状回復又は損害賠償の指示 ② 事業報告書の受理	① 協定書の締結 ② 管理運営等の評価 ③ 利用料金及び協定書に定める教育委員会の承認	

別表第3市民課の項中「。(所定)」を「(所定)」に改め、同表文化振興課の項中「条例」の次に「(昭和30年神奈川県条例第13号)」を加え、「同条例の施行等に関する規則」を「神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則(昭和51年神奈川県教育委員会規則第14号)」に改め、同表スポーツ課の項中「使用者」を「利用者」に改め、「使用許可」の次に「(所定職員に専決させること。)」

を加え、同表中「

図書館
生涯学習センター

」を「

図書・学び交流課

」に、

<p>① 生涯学習センターの使用の承認にかかるもので定例的なもの(所定職員に専決させること。)</p> <p>② 生涯学習センターが所掌する事業における学校施設使用者登録(所定職員に専決させること。)</p> <p>③ 生涯学習センターが所掌する事業における学校施設の使用許可(所定職員に専決させること。)</p> <p>④ 生涯学習センター関係機関との連絡調整</p> <p>⑤ 講座、展示会その他各種集会の開催及び実施で軽易なもの(所定職員に専決させること。)</p>	<p>① 生涯学習センターにかかる事業計画の策定及び改定に関するもので軽易なもの</p> <p>② 生涯学習センターの使用の承認にかかるもので異例なもの</p> <p>③ 講座、展示会その他各種集会の開催及び実施で重要なもの</p>
--	--

を

<p>① 生涯学習センターの使用の承認にかかるもので定例的なもの(所定職員に専決させること。)</p> <p>② 図書・学び交流課が所掌する事業における学校施設利用者登録(所定職員に専決させること。)</p> <p>③ 図書・学び交流課が所掌する事業における学校施設の使用許可(所定職員に専決させること。)</p> <p>④ 生涯学習センター関係機関との連絡調整</p> <p>⑤ 生涯学習センターの講座、展示会その他各種集会の開催及び実施で軽易なもの(所定職員に専決させること。)</p>	<p>① 生涯学習センターにかかる事業計画の策定及び改定に関するもので軽易なもの</p> <p>② 生涯学習センターの使用の承認にかかるもので異例なもの</p> <p>③ 生涯学習センターの講座、展示会その他各種集会の開催及び実施で重要なもの</p>
---	---

に

改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。